

# 付帯メニュー一定義書

【湘南のでんき新規申込割（基本料金1か月無料）】

湘南電力株式会社

2025年4月1日実施

## 目次

1実施期日.....	3
2定義.....	3
3適用条件等.....	3
4適用期間.....	3
5割引内容.....	4
6適用廃止.....	4
7新規申込割の定義書の変更および廃止.....	4
別紙.....	5

付帯メニュー定義書【湘南のでんき新規申込割（基本料金1か月無料）】（以下「本定義書」といいます。）は、湘南電力株式会社（以下「当社」といいます。）の電気需給約款、電気料金プラン定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引きする取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニューを以下「本割引」といいます。

## 1 実施期日

本定義書は、2025年4月1日より適用します。

## 2 定義

電気需給約款および各電気料金プラン定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

## 3 適用条件等

(1) 当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、本割引を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① 2025年4月1日以降に、別紙に定める当社の販売代理事業者により新たに当社の電気需給契約の申し込みを当社所定の方法で行うこと。なお、当該期間外に当社の電気需給契約を申し込んだ場合であって、当該期間中に再度当社に同一の需要場所の電気需給契約の申し込みをした場合は除きます。
- ② 電気の需給開始日が2025年4月1日以降かつお申し込みから6か月以内であること。
- ③ 当社が定める電気料金プラン（湘南のでんき各種）が適用されること。

(2) (1) にかかわらず、電気の供給開始に必要な情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合や不正な申し込みがあった場合、その他当社が不適切と判断した場合は本割引を適用できないことがあります。

## 4 適用期間

本割引の適用期間は3（適用条件等）に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の需給開始日後に初めて到来する計量日から1か月間といたします。なお、需給開始日後に初めて到来する計量日と需給開始日が同日の場合、需給開始日から起算いたします。適用期間の終了にあたって供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付等はいりません。

## 5 割引内容

当社は、3（適用条件等）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下のとおり電気料金を割引きます。

(1) 電気需給約款18（料金の算定期間）に定める電気の算定期間（ただし、引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、需給開始直後の算定期間を除く場合があります）の初日が、「新規申込割」の適用期間に属する場合、原則として、当該算定期間の電気料金の計算に(2)および(3)の割引内容を適用します。

(2) 本割引が付帯する電気料金プランの月の基本料金（税込）と電力量料金（税込）の合計（付帯メニューの適用がある場合は、すべての付帯メニューを適用する後の合計額）から、本割引が付帯する電気料金プランの月の基本料金（税込）と同額を割引きます。ただし、電気需給約款 2 1（日割計算）（1）にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は日割後の基本料金（税込）と同額とします。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

(3) (2) によって計算された合計が負となるときは、その1か月の電気料金は、電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

## 6 適用廃止

当社は、以下の場合には本割引の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気需給契約が解約等の理由により終了した場合  
電気需給約款 3 6（解約等）による解約日または終了日
- (2) お客さまが 3（適用条件等）に定める適用条件を満たさないことが判明した場合  
適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日  
なお、適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は(1)で定める解約日

## 7 新規申込割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合は電気需給約款 4（この需給約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は電気需給約款 4（この需給約款等の変更）に準じます。

別紙 本定義書を適用する販売代理事業者（2025年4月1日時点）

- ・小田原ガス株式会社
- ・小田原ガスライフパートナーズ株式会社（旧：西湘ガス産業株式会社）

以 上